岡山県緊急事態宣言発令を受けての弊社の対応について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申しあげます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申 しあげます。

このたび、2021年4月25日に発令された新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言に岡山県が追加されました。緊急事態宣言下での、弊社の対応について下記のとおりご案内いたします。

お客様、お取引先と弊社社員及び家族の生命・健康を最優先とした対応を目指す内容としております。ご不便をおかけすると存じますが、何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。

敬具

記

①緊急事態宣言を受けた都府県(8都道府県)への移動規制について

- ・緊急事態宣言対象地域(8都道府県)への出張は行いません。 (東京、大阪、京都、兵庫、愛知、福岡、北海道、広島) ※2021年5月14日時点
- ・電話や、リモート(Web会議等)での対応を行わせて頂きます。

②岡山県を除く対象地域以外への移動について

・岡山県が緊急事態宣言地域となりましたので、岡山県県外のお客様、取引先様とは原則、電話やリモート(Web会議等)での対応を行わせて頂きます。 岡山県からの移動の自粛要請にしたがったものです。

③岡山県内地域への移動について

- ・基本的には、電話やリモート(Web会議等)での対応を行わせて頂きます。
- ・例外として、お客様、取引先様の許可がある場合には出張を伴う、営業活動および 指導等を行う事とします。但し、その場合は3密(密閉、密集、密接)を避けた状態を お願いします。

また、3密の状態でしか対応できない場合は、お断りする場合がございます。

- 弊社社員は、マスク着用を行います。
- お客様、取引先様におかれましても、マスク着用をお願い致します。

④弊社における対応について

- ・引き続き、在宅勤務(テレワーク)を実施します。
- ・発熱時の出勤・出張を控え、医療機関の受診を促すようにします。 毎日の検温も引き続き行います。
- ・県境を超えた出張を伴う業務については、行いません。
- ・長時間、大人数での会食を禁止します。
- ・クラスターが発生したような施設には、出入を禁止します。(接客を伴う飲食や、スポーツジム、カラオケ、ライブハウス等)